

古波蔵保尚議員の議会での不適切な言動に対する問責決議

市議会議員は市民の負託を受けた立場にあり、二元代表制のもとに市の代表機関を構成しており、議会は言論の府である以上、議会において議員の発言は自由であることに変わりはないが、それは決して、議場で暴言や罵声を許すものではない。なお、浦添市議会会議規則第 150 条「議員は、議会の品位を重んじなければならない」つまり、議員は品位を損なわないように自らの発言を律しなければならない。

古波蔵保尚議員は、令和 6 年 3 月 5 日の一般質問で、議場において執行部へ再質問を行う際、度重なる暴言を繰り返し、株式会社 NTT データ九州との訴訟において、「顧問弁護士から、この裁判で勝てるからといって我々に理解を求めた。」「現役代議士と市長の間に利害関係がある。」「ずっと長年調査して結局逃げる形。」など根拠のない自己の意見を述べている。

市長に対しても同じく自己の意見に偏り、TikTok 動画に対する再質問において「女子制服に今も興味はありますか」「11 年以上市長の仕事をして実績を作れない。TikTok の問題を起こしただけが実績。本当の事を言っている。」

その他、副市長に対しても個人情報保護法に触れる不穏当発言があった。

このような発言は過去の議会でも起こっており、5 回も発言訂正、取り消しが行われた。

以上、今回の古波蔵保尚議員の一連の発言は、いかなる理由があろうとも議会として断じて容認することはできず、議会の品位を著しく傷つけ、議会の秩序を乱し、我々議会として看過することはできない。

よって、ここに古波蔵保尚議員に対し、議員として責務を再認識し、議員としての高い倫理観を持つとともに、猛省を強く求め決議するものである。

以上、決議する。

令和 6 年 3 月 6 日

浦添市議会